

千葉県発達障害者支援連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 発達障害者に対する総合的なサービスの在り方、関係機関の連携体制の早期確立、関係機関が抱える諸問題への対応を、専門的に協議・検討するため、千葉県発達障害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 発達障害者に対する総合的なサービスの在り方に関する事
- (2) 関係機関の円滑な連携体制の整備に関する事
- (3) 諸問題について、専門的な協議・検討を行う事
- (4) 前号に掲げるもののほか必要な事項

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は選任する。

- (1) 千葉県発達障害者支援センター関係者
- (2) 教育・雇用機関関係者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 障害児等療育支援事業実施施設関係者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、年1回以上開催するものとし、座長が招集する。

- 2 座長は協議会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要と認めるときには、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 協議会の関係者は、協議会及びその活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉市発達障害者支援センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 当初に委嘱される委員の任期については、第4条の規定に関わらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。